

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

令和2年10月
鳥取県水産課

- ・ 漁業法、漁業調整規則の改正に伴い、「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」を一部改正する。
- ・ 併せて、操業実態のない漁業種類の削除など現状に合わせた整理を行う。

1 改正の概要

- (1) 漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う規定の整理
- ① あわび漁業、なまこ漁業の新設
 - ② 第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について
 - ア 第9項(2)、第10項の削除
 - イ 対人許可漁業の承継を追記
 - ③ 許可の基準の規定を新設
 - ④ これまで漁業調整規則に記載されていた、第45条(禁止区域)の一部内容(小型まき網漁業：もじゃこ網、小型機船底びき網漁業：えびけた網)を条件に記載
 - ⑤ 漁業を営む者の資格を記載
 - ⑥ 漁業の許可の有効期間について
 - ⑦ 個別に定められている一部の漁業種類(しいらつけ、地びき網、潜水器)の操業区域を記載
 - ⑧ その他所要の規定の整備(下線部：表記の変更のあったもの又は新設したもの)
制限措置(船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格)、条件、地名など
 - ⑨ 該当する条項の修正
- (2) 操業実態のない漁業種類(かご網漁業：べにずわいかご網)の削除
- (3) 不正確な操業禁止区域の整理
- (4) 共同漁業権区域内で操業する場合の許可条件の整理
- (5) 中海及び境水道を含む漁業許可の新規許可を認めない旨の記述を削除

2 改正理由及び内容

	項目	理由	内容
(1)	漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う規定の整備 ①あわび漁業、なまこ漁業の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業法改正に伴い、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、違法採捕が厳罰化される。 ・ より厳格に規制を行う必要があることから、あわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2を参照。

<p>②第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について</p> <p>ア 第9項(2)、第10項の削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長による同意がない許可申請について、行政不服審査で当該申請を認める事例があるため。 ・改正漁業法、新漁業調整規則から該当条項が削除されるため。 	<p>第4 許可又は起業の認可をしない場合</p> <p>9 法定知事許可漁業省令で定める漁業のうちびけた網漁業について、次に掲げる許可又は起業の認可の申請がなされた場合</p> <p><u>(2)漁業協同組合に所属しない者が新たに許可及び起業の認可の申請をする場合において、関係漁業協同組合長の同意がない申請</u></p> <p>10 <u>1から9までに掲げる場合のほか、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認められた場合において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて方針を定めた場合</u></p>
<p>②第4 許可又は起業の認可をしない場合の規定について</p> <p>イ 対人許可漁業の承継を追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対人許可漁業は、公示を行い許可しているため。 	<p>(案)</p> <p><u>規則第5条第13号から18号までに掲げる漁業における承継に係る許可又は起業の認可を申請した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3-2を参照。
<p>③許可の基準の規定を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業(継続を認めない場合の許可の更新を含む)については、定数を定め公示し、申請に対しては基本的に許可するが、定数を超過する場合は、許可基準(優先順位)を定め、これに従って許可を行うことになるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1を参照。
<p>④漁業調整規則に記載されている、一部内容を許可条件に記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新漁業調整規則では、操業禁止区域から削除され、これまでの漁業秩序を担保する必要があるため。 ・当該事項を違反した場合の罰則が同程度とされる、漁業許可の条件に移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の取扱方針に追記 <p>小型まき網漁業(もじゃこ網)</p> <p><u>(1) 東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地崎とを結ぶ線以東の海域(以下「東部海域」という。))にあっては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内及び東部海域以外の海域にあっては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域は、操業してはならない。</u></p>

		小型機船底びき網漁業（えびけた網） 【西部地区】 (1) 鳥取県地先における最大高潮時 <u>海岸線から 2,000 メートル以内の 海域は操業してはならない。</u>
⑤漁業を営む者の 資格を記載	<ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権区域内などの特定区域での操業秩序を保つため。 漁業根拠地で操業区域を分け、定数を定めるため。 	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜水器漁業 操業区域を共有する漁業権者の同意を得た者 小型機船底びき網漁業（えびけた網） 【東部地区】 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者
⑥漁業の許可の有効期間について	<ul style="list-style-type: none"> 漁業調整のため短期間の有効期間とする漁業種類について記載するもの。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中海及び境水道を含む漁業 かご網（ばいかご網漁業）
⑦個別に定められている漁業種類の操業区域を記載	<ul style="list-style-type: none"> 許可内容が公示されるため記載するもの。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> しいらつけ漁業（網代、酒津、浜村、夏泊、泊、赤碕） 固定式刺網漁業（磯昼網）（浜村） 地びき網漁業（東、浦富、賀露、浜村、北栄町） 潜水器漁業（福部、賀露、酒津、浜村、湯梨浜町、赤碕町、中山、淀江、米子市（淀江町を除く。））
⑧その他所要の規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う表記の修正のため 	<ul style="list-style-type: none"> 制限措置（新設） 使用船舶→船舶の総トン数（変更） 推進機関の馬力数（新設） 操業時期→漁業時期 漁業を営む者の資格（新設） 制限又は条件→条件（変更） 地名など
⑨該当する条項の修正	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法改正、漁業調整規則改正に伴う該当する条項の修正のため 	<ul style="list-style-type: none"> 条ずれの修正
(2) 操業実態のない漁業種類の削除	<ul style="list-style-type: none"> 実態のない漁業を取扱方針から削除。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> かご網漁業（べにずわいかご網）
(3) 不正確な操業禁止区域の整理	<ul style="list-style-type: none"> より適切な取締りを実施するため。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機船底びき網漁業（かいけた網）
(4) 共同漁業権区域内で操業する場合の許可条件	<ul style="list-style-type: none"> より適切な取締りを実施するため。 	<p>【関係する漁業種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機船底びき網漁業（かいけた

<p>の整理</p>		<p>網)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機船船びき網漁業（さより船びき網、1 そうびきいわし船びき網） ・こぎ刺網（きすこぎ刺網） <p>【現行の許可条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同漁業権の漁場区域内においては、<u>当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない。</u> <p>【改正（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 <p><u>※許可申請時に操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得ている場合は条件から除く</u></p>
<p>(5) 中海及び境水道を含む漁業許可の新規許可を認めない旨の記述を削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業者が幅広い漁業を行えるようにするため。 	<p>中海及び境水道を含む漁業について以下の記述を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して、今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。</u>